最終更新日：2015年7月10日

三菱化工機株式会社
取締役社長　高木　紀一
問合せ先：総務人事部　法務グループ
証券コード：6331
http://www.kakoki.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主はじめすべてのステーク・ホルダーとの信頼関係をより強化するため、効率的な経営体質・体制を確立するとともに公正で透明性の高い経営を行うことが、コーポレート・ガバナンスの基本と考えております。
また、企業の社会的責任を認識し、法令遵守はもとより企業倫理に基づく行動の徹底を図り、より信頼される企業を目指し、効率的な事業活動を推進していくこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
三菱重工業株式会社	4,882,855	6.17
明治安田生命保険相互会社	4,165,930	5.26
三菱商事株式会社	4,079,705	5.16
三菱化工機取引先持株会	2,376,074	3.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,359,855	2.98
東京海上日動火災保険株式会社	1,923,155	2.43
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,906,000	2.41
株式会社SBI証券	1,334,000	1.69
株式会社横浜銀行	1,250,000	1.58
JXホールディングス株式会社	1,219,000	1.54

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤　博樹	他の会社の出身者								○			
木曽　敏浩	他の会社の出身者					○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤　博樹	○	同氏は、三菱重工業株式会社の執行役員であります。同社は当社の株主であり、また、当社は同社との間に製品等の販売等の取引関係がありますが、その額は当社の売上高に対し僅少であります。	同氏は、三菱重工業株式会社の執行役員であり、同社における勤務経験に基づく豊富な知識・経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立、公正な立場で職務を適切に遂行できると考えられるため、独立役員に指定いたしました。
木曽　敏浩		同氏は、当社の株主であり、また、当社の主要な取引先である三菱商事株式会社のインフラ事業本部戦略企画室長であります。当社は同社との間に製品等の仕入れ及び販売等の取引関係があります。	同氏は、三菱商事株式会社のインフラ事業本部戦略企画室長であり、同社における勤務経験に基づく豊富な知識・経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。
会計監査人が、監査役会に年間監査計画を報告し、また、四半期決算レビュー後及び期末決算の監査終了後には監査実施概要及び監査結果を報告しております。又、会計監査人の実査実施後等に適宜必要に応じ、意見交換を実施しております。
内部監査室は、監査役と協議の上、監査計画を立案しております。内部監査室は、監査役と内部監査実施前には、監査役監査報告の内容を確認のため、又内部監査実施後には、内部監査の報告をする等情報交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
舩山　卓三	公認会計士										△			
吉川　知宏	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
舩山　卓三	○	同氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の出身(平成22年6月まで)であります。当社は会計監査業務等の報酬として同監査法人へ年間59百万円(平成27年3月期)を支払っております。	同氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査法人において会計監査業務に長年携わっており、財務及び会計に関する豊富な知見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立、公正な立場で職務を適切に遂行で

			きると考えれられるため、独立役員に指定いたしました。
吉川　知宏	○	―――	同氏は、弁護士としての長年の経験と専門知識を有しており、法律知識に基づいた豊富な知見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立、公正な立場で職務を適切に遂行できると考えられるため、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、会社業績、世間水準等を総合的に勘案して決定する方針としております。また、賞与については平成19年6月開催の定時株主総会において、役員の報酬等の総額の範囲内において月例報酬と賞与を支給することを決議しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度における取締役及び監査役の報酬等の総額は、次の通りです。
取締役の報酬等の総額　81,257千円（うち社外取締役　2,400千円）
監査役の報酬等の総額　36,317千円（うち社外監査役　21,737千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当セクションは、総務人事部です。
社外取締役及び社外監査役に対する情報伝達は、内容に応じて事前説明の実施、資料の送付等により対応しております。又、必要な会議に出席いただくことも実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・当社は、監査役制度採用会社であります。
・提出日現在、当社の取締役は7名であり、うち2名が社外取締役であります。
・取締役会は毎月1回以上開催しております。取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付けております。
・当社は、取締役を10名以内とする旨定款で定めております。
・当社は、執行役員による業務執行に関する意思決定の迅速化、経営の効率化を図っております。なお、提出日現在の執行役員は6名であります。
当社は、取締役及び執行役員等からなる経営会議を毎月1回以上開催しております。経営会議では、取締役会審議事項の事前審議及びその他重要事項についての審議・決定を行っており、意思決定の迅速化と業務運営の効率化をはかっております。
・取締役会及び経営会議には、監査役が出席し、意見表明できる体制となっております。
・提出日現在、当社の監査役は3名であり、うち2名が社外監査役であります。
・各監査役は、監査計画に従い、社内主要会議への出席、重要書類の閲覧、各部門及び子会社の調査、代表取締役及び取締役に対する業務執行についての監査を行い、都度、監査役会にて報告が行われております。また、会計監査人との定期的な協議により相互連携をはかっております。監査役会は毎月1回開催しております。
・このように、取締役会においては社外役員の意見を経営に反映できる体制とし、監査役会においては業務の執行状況を適切に把握できる体制としております。当社は、両機関の連携により、経営に対する監督機能を十分に果たすことが可能であると判断し、現在の体制を採用しております。
・今後とも、取締役会、監査役会の一層の機能強化を行い、コーポレート・ガバナンスの確立に努める所存であります。
・内部監査室等が、当社グループの内部統制システムの構築運営状況のモニタリング、個々の業務活動の適正化の調査並びに各部門内のチェックの有効性を確認することにより内部監査を実施しております。
・会計監査については、当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。
・当社の会計監査業務を執行した当該監査法人に所属する公認会計士は、田村保広、矢田堀浩明、阿部正典の3氏であります。また、当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士9名、その他（公認会計士試験合格者、システム監査担当者）12名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2.に記載の通り、取締役会においては社外役員の意見を経営に反映できる体制とし、監査役会においては業務の執行状況を適切に把握できる体制としております。当社は、両機関の連携により、経営に対する監督機能を十分に果たすことが可能であると判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月26日開催の定時株主総会の招集通知は、6月5日に発送した。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	株主総会招集通知、法令および定款に基づくインターネット開示事項、株主総会決議通知、株主通信、有価証券報告書、アニュアル・レポート、決算短信等。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務人事部法務グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「三菱化工機グループ行動憲章」及び「三菱化工機グループコンプライアンス行動基準」に規定し、遵守している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「三菱化工機グループ行動憲章」及び「三菱化工機グループコンプライアンス行動基準」に規定し、遵守している。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、当社及び当社グループ各社が業務の適正を確保するため、体制を整備します。
1. 当社及び当社グループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員は、「当社グループ行動憲章」、「当社グループコンプライアンス行動基準」及び「コンプライアンス委員会規程」に基づき、法令・定款その他社内規則並びに社会倫理・通念を遵守し、行動する。
(2)社長直属で当社グループ全社を含む部門横断的に構成するコンプライアンス委員会が、当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員のコンプライアンス体制の確立・意識の維持向上のための施策を推進する。
(3)内部監査室は、従業員の職務の執行が法令・定款及び社内規則等に適合しているかについて、当社グループ全社の業務活動の監査を行い、内部監査結果は、社長に報告の上、取締役及び監査役に周知する。
(4)当社及び当社グループ各社の従業員が、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、直接報告することができるコンプライアンスホットライン「ヘルプライン」を設置し、内部通報を奨励すると同時に、通報者の保護を図る。
(5)当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は断固として排除する旨を「当社グループ行動憲章」に定めており、当社及び当社グループ各社の役員、従業員、その他関係者がこの行動憲章を遵守するよう徹底する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)当社は、「取締役会規程」、「業務決裁基本規程」及び「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録し、保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧することができるものとする。

3. 当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、当社グループの事業に重大な影響が懸念されるリスクの未然防止及びその影響の最小化を図るための基本的事項並びに具体的対応策を「リスク管理規程」に取り纏めることとする。この具体策の推進は、リスク管理委員会が所管することとし、推進活動の進捗状況を適切に取締役会に報告する。
(2)緊急性を要する事項には、「リスク管理規程」に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報を一元化しトップダウンにて緊急事態に対処する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営の基本方針及び経営計画等当社の取締役及び従業員が共有する目標を定め、その達成に向けて取締役及び従業員各自が実施すべき具体的な目標を定める。
(2)職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役及び各部門長を構成員とする経営会議を設置し、経営に関する方針及び全社的重要事項について審議する。
(3)意思決定の迅速化のために、業務分掌規程及び職務権限規程等を見直し・整備し、権限責任を明確にするとともに、重要事項については経営会議における審議を踏まえて、取締役会の意思決定に資するものとする。
(4)取締役会は、各取締役の業務担当を定め、各取締役は自らの担当組織を監督する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社グループは、コンプライアンス、リスク管理、危機管理をはじめとする内部統制方針を制定し共有する。また、各委員会等において具体策の推進を所管する。
(2)当社は、子会社関係の諸規程を取り纏めた「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機構(株主総会、取締役会)が十分機能し、自己責任による自立的経営が確立できるよう子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社へ報告を求めることにより、子会社に対して適切な管理をし、支援を実施する。
(3)当社は、経営推進会議等を通じて、子会社の経営状況を把握するとともに、当社と子会社取締役間の意見交換等を通じて情報の共有化に努める。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
(1)当面、社内部門の兼務者が監査役の職務の補助をする。監査役から専任者の配置を求められた場合には、監査役の意向を尊重するものとする。
(2)監査役の職務の補助をする従業員に対しては、その人事異動、評価等について、監査役会の意見を求め、尊重するものとする。
(3)監査役の職務の補助をする従業員は、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、取締役及び上司等からの指揮命令は受けないものとし、監査役の指揮命令に従うものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)当社は、監査役がいつでも経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとる。
(2)当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査役に報告する。
(3)当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員は、前項の報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)当社は、監査役に対して重要な決裁書類を供覧し、監査役がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制とする。
(2)監査役及び監査役会は、代表取締役、会計監査人等と定期的に意見交換をする会合を持ち、意見及び情報の交換を行うほか、必要に応じて会計監査人の報告を求めるものとする。
(3)内部監査室は、監査役との情報交換を含め連携を密にする。
(4)監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き速やかに処理するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
上記1.(5)に記載の通りです。
2)反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループでは、上記行動憲章を具体化した「当社グループコンプライアンス行動基準」に基本方針を定め、社内に対応担当部門を設け、平素より関係行政機関や地域企業等から情報を収集するとともに、必要に応じて外部専門機関と連携する体制を構築する。また、役員、従業員、その他関係者には、コンプライアンス研修等において「当社グループ行動憲章」及び「当社グループコンプライアンス行動基準」の周知徹底を図る。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要
当社は、金融商品取引法等の諸法令並びに東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」及び「有価証券上場規程施行規則」等の諸規則（以下「適時開示規則」という）に則り、当社及び当社の子会社に関する情報（以下「会社情報」という）を適時適切に開示致しております。
（1）会社情報に係る管理・開示基準並びに情報管理責任者及び情報管理担当者
1）当社は、会社情報の管理・開示基準等を定める「内部情報管理規程」を制定しております。
2）上記1）の「内部情報管理規程」に基づき、会社情報の管理・開示について情報管理責任者及び情報管理担当者を設置しております。
3）情報管理責任者は、会社情報を統括して管理する者であり、当社総務人事部長をこれにあたる者としております。
4）情報管理担当者は、当社各部門及び当社の子会社における情報を管理する者であり、当社においては各部門長、当社の子会社においては当該子会社の総務・管理担当部長をこれにあたる者としております。
5）当社及び当社の子会社の全ての役員・従業員（以下「役職員」という）は、会社情報を知り、又は会社情報に関して疑義・不明な点がある場合は、まず情報管理担当者に報告又は照会し、さらに不明の場合、情報管理担当者は、情報管理責任者に報告又は照会し、その指示に従うことにしております。
（2）会社情報の開示
1）適時開示規則に該当する会社情報は、遅滞無く開示することを原則としております。
2）適時開示規則に該当する会社情報のうち、決定事実及び決算情報については、原則として取締役会決議の上、開示することとしております。発生事実については、取締役社長、担当取締役、情報管理責任者及び関係部門長による協議、決定により、迅速に開示することとしております。
3）適時開示規則に該当する会社情報の開示は、情報管理責任者の指示により、総務人事部(決算に関しては経理部）が行うこととしております。
4）会社情報の開示にあたっては、TDnet（適時開示情報伝達システム）により開示資料をデータ送信し、開示しております。

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制

